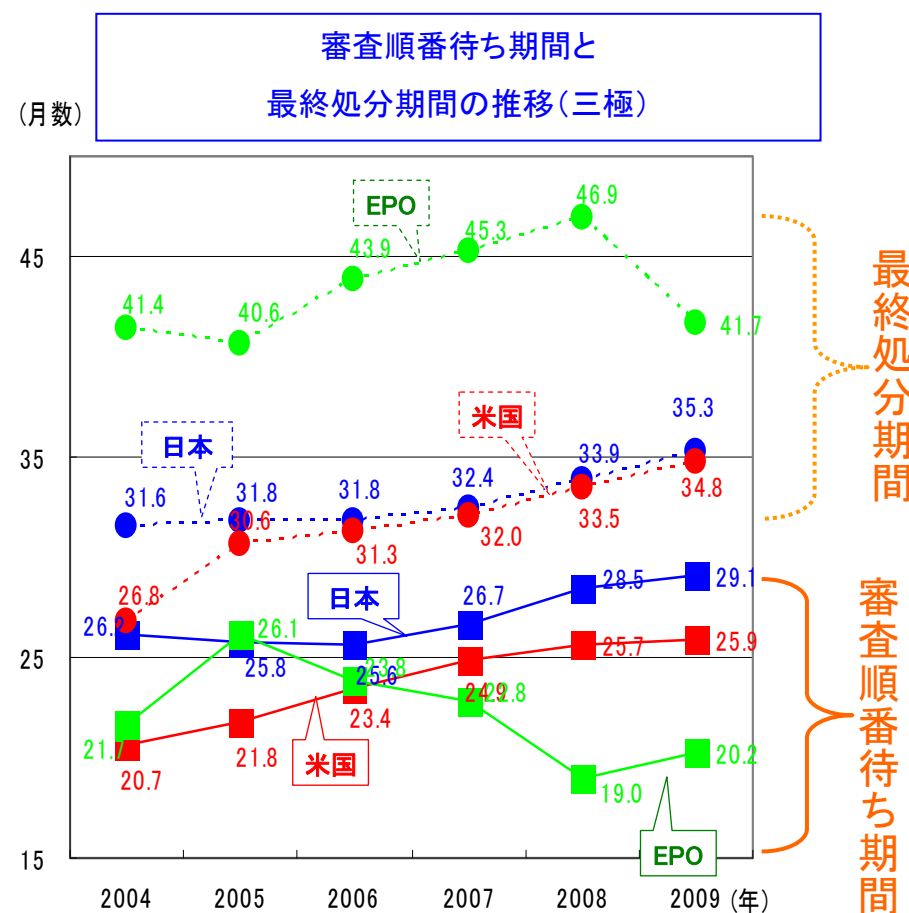
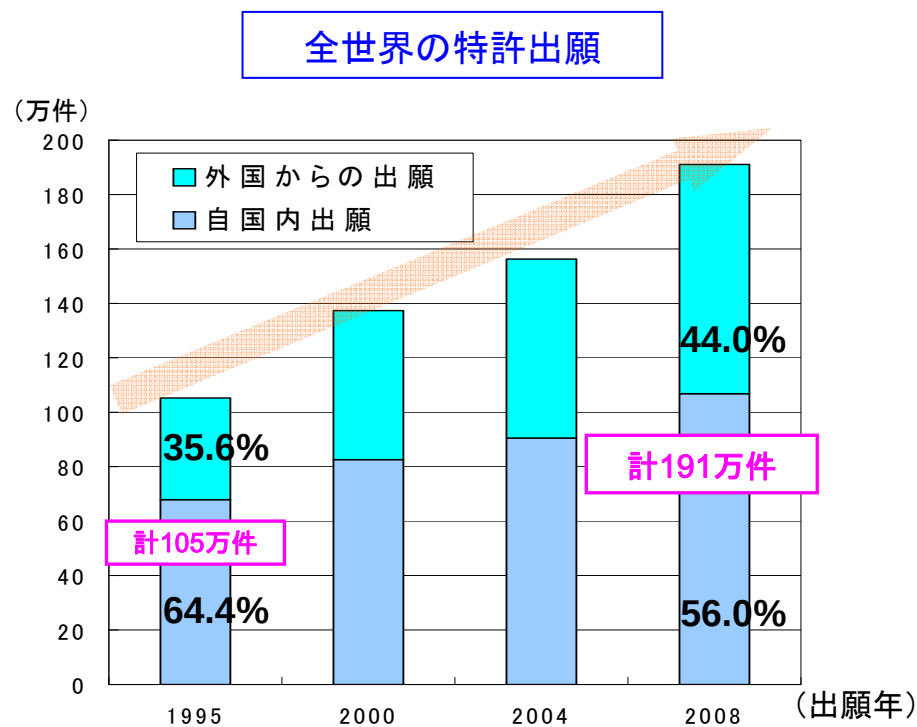


知的財産をめぐる環境変化について

～特許審査迅速化の取組と国際情勢～

特許審査を巡る状況①

■世界的な特許出願件数の増加に加え、一つの発明について複数国に出願する傾向が強まった結果、各国特許庁における審査順番待ち期間が長期化傾向。

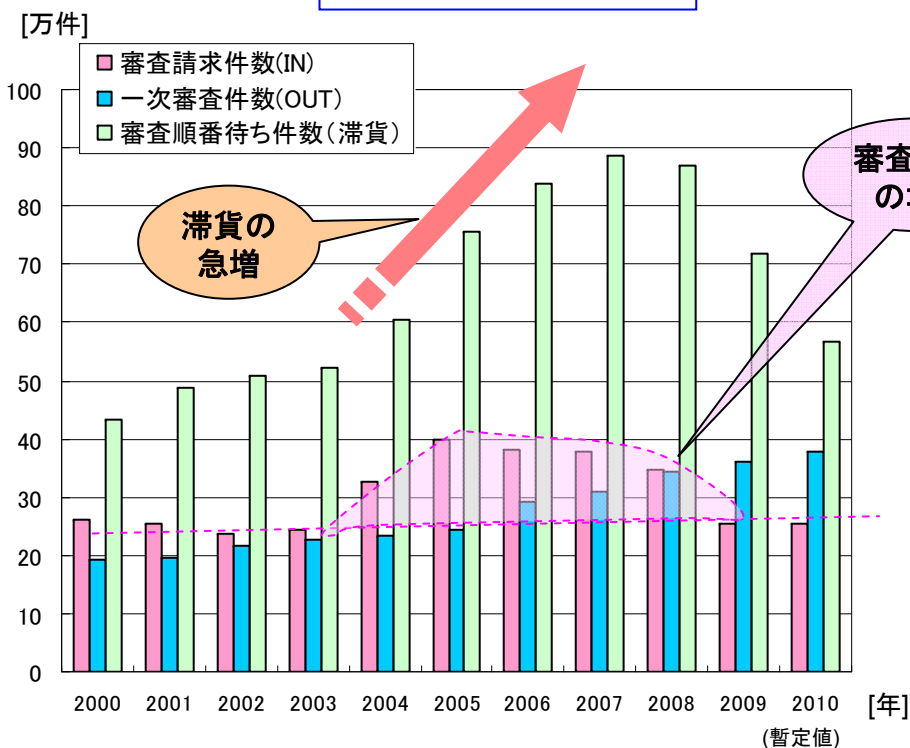


→日米欧ともに、特許審査順番待ち期間の短縮が課題

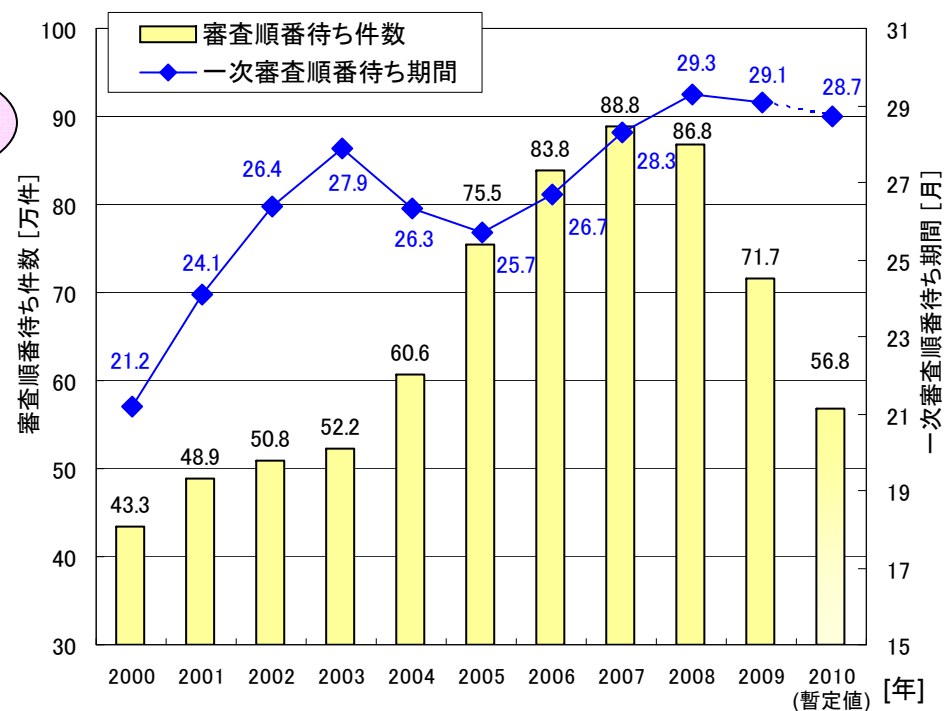
特許審査をめぐる現状②

- 審査請求期間を7年から3年に短縮したことにより、一時的な審査請求件数の急増(コブ)が発生。
- 任期付審査官の登用等の審査の迅速化施策により、一次審査件数は大きく増加。
- 審査請求のコブは2008年度で終了。
- 2010年は、一次審査件数(OUT)が審査請求件数(IN)を12万件以上上回り、滞貨が減少。
- 知的財産推進計画等に掲げられた特許審査の迅速化目標(2013年に審査順番待ち期間を11ヶ月に短縮)の達成に向け、更に努力を継続。

特許審査処理の推移



審査順番待ち件数と審査順番待ち期間



知財を巡る国際動向①(主要国における知財動向)

米国

- 引き続き、**先発明主義から先願主義への移行**、損害賠償額の算定基準の見直し等を内容とする米国特許改革法案を第112議会上院に上程。
- 2011年2月4日に「米国イノベーション戦略」を改訂。重要優先事項として特許制度改革(特許審査の質の向上と処理期間の最適化)が挙げられている。

欧州

- EU全加盟国で効力を有する単一の特許である「**EU特許**」の実現及び特許訴訟制度の統一化に向けて議論。

中国

- 第三次改正専利法(特許法、実用新案法、意匠法に相当)が2009年10月1日施行。商標法、反不正等競争法等の知財関連法も現在改正作業中。
- 法律策定、人材育成、国際交流等に関する年度計画である「中国知的財産権保護行動計画」を、2006年から毎年策定。
- 2010年11月に「全国専利事業発展戦略(2011-2020年)」を発表し、**知財保護の強化や侵害抑制を図ること、2015年までに特許・実用新案・意匠の年間出願数200万件とすると共に特許の平均実体審査期間を約22ヶ月まで短縮すること等を明示。**

韓国

- 知財制度先進化の取組を加速させており、現在デザイン保護法及び、特許法の改正(PLT対応予定)作業中。
- 2009年7月「知的財産強国実現戦略」を発表し、知的財産の創出・活用の促進と行政及び司法体系の整備を明示。現在「**知的財産基本法**」が国会で審議中。

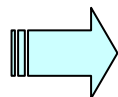
WIPO(世界知的所有権機関)

- 特許の制度調和や国際的な特許出願制度の見直しについて議論されているが、**先進国と途上国の間の意見対立**により、議論は膠着。

知財を巡る国際動向②(マルチフォーラム化する世界の議論)



スピンアウト



・特許制度調和に関する
先進国会合 (B+会合)

・WIPO加盟国総会
・PCT関連会合 等

特許審査ハイウェイ (PPH)

日本、米国、欧州特許庁、韓国、英国、独国、フィンランド、
デンマーク、オーストリア、ハンガリー、シンガポール、
カナダ、ロシア、オーストラリア、スペイン

五大特許庁

fiveIPOffices

European Patent Office (EPO) / Japan Patent Office (JPO) /
Korean Intellectual Property Office (KIPO) / United States Patent and Trademark Office (USPTO) /
Chinese National Intellectual Property Administration (CNIPA)

五大特許庁
長官会合

三極特許庁
長官会合

日米欧三極

日中韓

日中韓特許庁
長官会合

FCCC (気候変動枠組条約)



CBD (生物多様性条約)



TRIPS協定



先進国と途上国の対立

APEC

APEC知的財産権
専門家会合 (IPEG) 等



JAPAN 2010

オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国香港、
インドネシア、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、
パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、シンガポール、
チャイニーズ・タイペイ、タイ、ベトナム、ロシア

EPA交渉、
MOC締結等



ブラジル



インド

知財を巡る国際動向③(特許制度の調和に関する国際的な議論)

- WIPOにおける特許制度調和の議論は停滞 → 議論の中心は、先進国会合へ。
- 先進国会合では、米国と欧州が対立。

WIPO(世界知的所有権機関)での議論(1985-2004年)

既存の議論の枠内で制度調和を進めたい **先進国**

vs.

従来の枠を超えた新たな観点から
知的財産権を捉える

途上国

議論は停滞...

先進国のみで制度調和を議論

特許制度調和に関する先進国会合(B+会合)での議論(2005-2010年)

EU 特許制度

2010年12月、欧州委員会が英独仏等12か国に単一特許を付与する新たなEU特許制度についての提案を提出するが、
各国に決定権があるため調整が難航。

先進国間の妥協案パッケージに沿った条文作成に合意
先願主義、グレースピリオド等の項目で一定の共通理解

しかし...

一方

**18か月全件公開、
先使用权をパッケージに追加したい
EU特許制度の成立を優先したい**

vs.

**一度合意した
パッケージで
議論を進めたい**

一方

米国の 特許制度改革

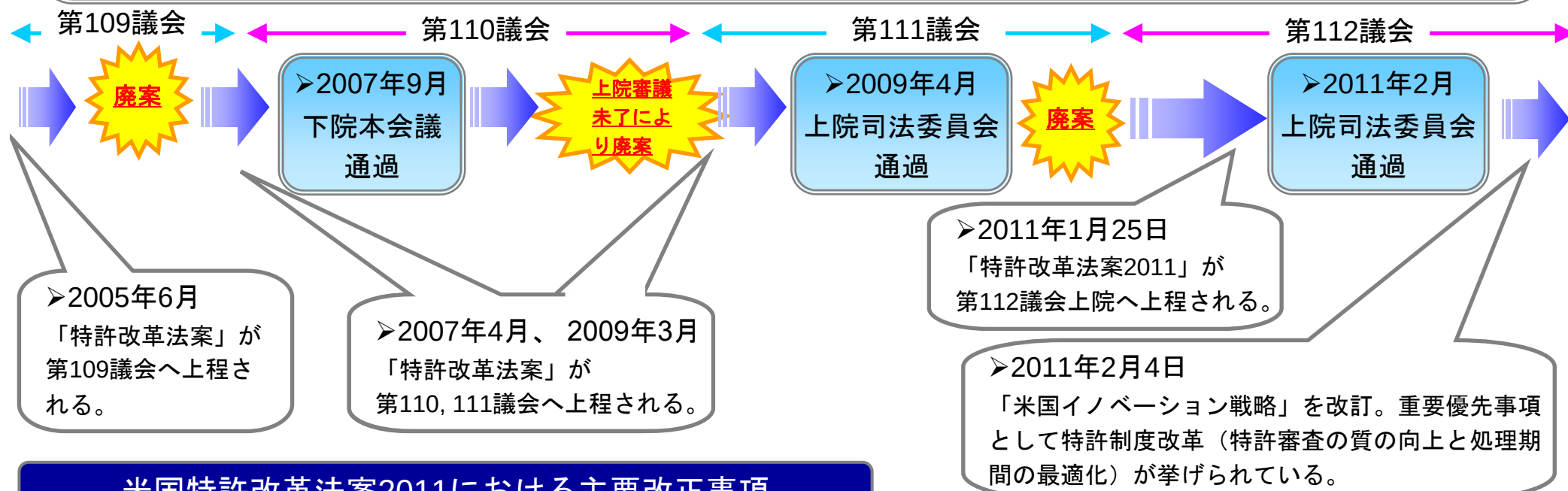
先願主義への移行等を含む包括的な「特許改革法案」が米国議会に提出されるが、

**IT業界と製薬業界との利害対立等により
未だ成立せず。**

18か月全件公開については二国間交渉で米国に要望しつつも、制度調和のモーメンタムを失わぬよう、妥協案パッケージに基づく制度調和の推進を目指す。 **日本**

知財を巡る国際動向④(米国における特許法改正の動向)

- 2004年4月、全米科学アカデミー「21世紀の特許制度」を勧告。
- 2005年6月、米議会において特許の質向上と訴訟の軽減を図る包括的な「特許改革法案」上提。
- 2007年、下院本会議を通過するも、上院にて審議未了により廃案。
- 2009年3月、第111議会において、上下院に特許改革法案2007とほぼ同一内容の法案が同時提出される。
- 2010年、上院案は上院司法委員会を通過するも、審議未了により特許改革法案2009廃案。
- 2011年1月25日、第112議会上院に特許改革法案2011が上程される。



米国特許改革法案2011における主要改正事項

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ①先発明主義から先願主義へ移行 | ②言語差別条項（ヒルマーケース）の撤廃 |
| ③特許付与後異議申立制度の導入 | ④損害賠償算定条項の改正 等 |

特許改革法案2011は、2011年1月25日に第112議会上院に上程されたが、内容は特許改革法案2009（修正案）と実質的に同一の内容。

■ EU特許

EU全加盟国で効力を有する単一の特許である「EU特許」の実現に向け議論。

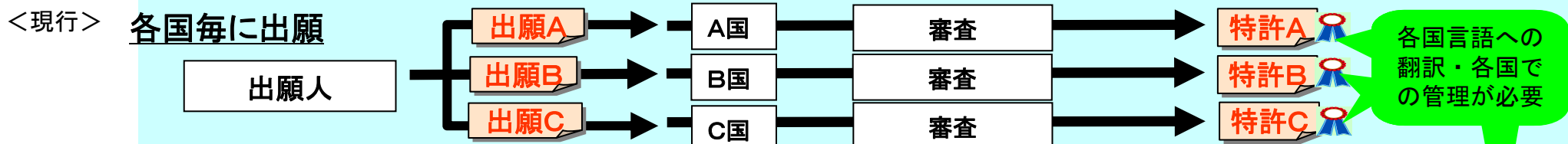
→2009年12月、欧州委員会が単一特許を付与する新たなEU特許制度についての提案。

新たなEU特許が実現すれば、英独仏語のみで権利取得が可能。

ただし、言語問題により2010年11月、伊・西両国が強硬に反発、合意は見送られた。

■ 統一特許訴訟制度

欧州の訴訟制度を統一する目的で統一特許訴訟制度の設立に向けてEU内で議論。



知財を巡る国際動向⑥(中国における知財保護強化に向けた取組)

- 中国への特許・意匠出願件数は急増、商標出願件数は近年横ばい。
- 中国・台湾において我が国の地名や地域ブランド等が第三者によって出願登録される事例が相次いでおり、これによって 我が国の企業等の現地でのビジネス展開に支障が生ずるリスクが増加。
- このような事態に対処するため、特許庁ではジェトロ等関係機関と連携し、自治体・地域企業等関係者への情報提供を行うとともに、早期の商標登録や取消請求等の自発的な取組への支援など、総合的に支援を強化。
- 我が国は、日中特許庁長官会合(昨年12月で17回目)による協力関係構築をはじめとして、第三次改正が行われた専利法(我が国における特許法、実用新案法、意匠法に相当)、現在改正中の商標法等に関して我が国産業界の意見を踏まえた要請、人材育成協力、官民合同ミッション等を通じ、知財制度運用の整備、エンフォースメントの強化等を働きかけている。

◎中国・台湾での商標検索・法的対応措置に関するマニュアルの作成・提供

- ✓ 全ての都道府県及び政令指定都市に配布するとともに、農水省を通じて農業関連団体にも配布した。また、ジェトロ・交流協会・特許庁のウェブサイトから提供するとともに、自治体等関係者を対象とした説明会・セミナーを開催し、幅広く情報提供を行う。

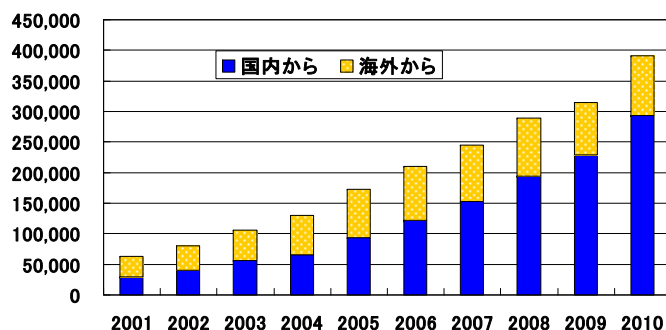
◎北京・台北における「冒認商標問題特別相談窓口」の設置

- ✓ 特許庁の委託事業により、ジェトロ北京センター及び交流協会台北事務所に「冒認商標問題特別相談窓口」を設置し、中国・台湾における商標制度の解釈や、出願・審判・訴訟等の手続きについて、現地法の専門家が対面・電話・メールによる個別の相談に対応。

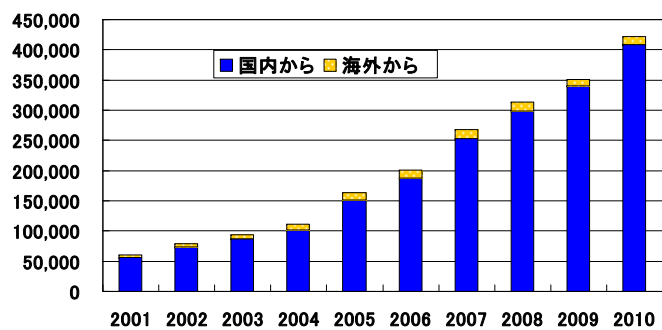
◎適切な権利保護のための制度改善に関する中国政府等への働きかけ

- ✓ 我が国の地名・地域団体商標等が当該国等で適切に保護されるよう、中国政府等と協議を行う。

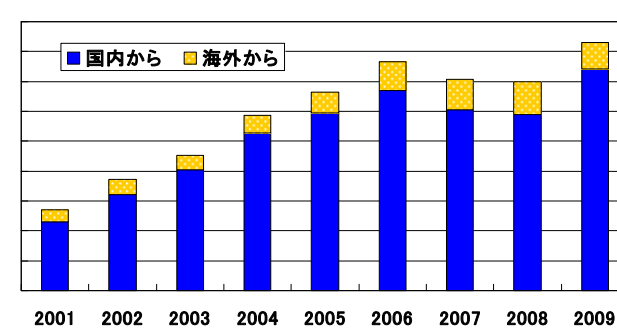
中国の特許出願件数



中国の意匠出願件数



中国の商標出願件数



経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)

特定の二国間又は複数国間において、貿易の自由化だけでなく、投資、人の移動、知的財産等幅広い分野を対象とし、経済関係の強化を目的とする協定。

◆知的財産分野の交渉における主な要求事項◆

- 迅速かつ的確な知的財産権の保護の確保
- 手続の簡素化・透明性向上
- エンフォースメントの強化

◆成果例◆

外国周知商標の保護(インドネシア、マレーシア、タイ)
(我が国で周知の商標について、他方国において不正目的で出願された場合等に拒絶又は取消すことを規定)

◆我が国の経済連携協定交渉の状況◆

発効	シンガポール(2002.11)、メキシコ(2005.4)、マレーシア(2006.7)、 チリ(2007.9)、タイ(2007.11)、インドネシア(2008.7)、ブルネイ(2008.7)、 フィリピン(2008.12)、アセアン(2008.12)、スイス(2009.9)、ベトナム(2009.10)
署名	
大筋合意	インド(2010.9)、ペルー(2010.11)
交渉中	韓国(2003.12-)、GCC ^(※1) (2006.9-)、 オーストラリア(2007.4-)
交渉入合意	
研究中	カナダ、日中韓、ASEAN+3、ASEAN+6、モンゴル

(※1)湾岸協力会議。加盟国は、アラブ首長国連邦・バーレーン・クウェート・オマーン・カタール・サウジアラビア。

APEC知的財産権専門家会合(APEC-IPEG会合)



- APECにおける知財分野の協力を促進するために、専門家間での共通見解や意見を形成し、知的財産権分野の側面から貿易・投資の自由化・円滑化を図る。
- 2010年3月に広島、9月に仙台で、APEC知的財産権専門家(IPEG)会合を開催。

IPEG会合における地球規模知財基盤構築に向けた2提案

- 我が国は、『**イノベーション促進のための地球規模知財基盤**』構築を提唱している。
- 特許庁は、その具体的取組として、①知財人材育成機関間共同構想(iPACイニシアティブ)、②特許取得手続に関するAPEC協カイニシアティブを提案、承認を得た。

①知的財産人材育成機関間協働構想(iPACイニシアティブ)
2010年3月の第30回IPEG広島会合で承認。
目的は、APEC域内における知的財産分野の専門人材育成機関・部局間の効果的な情報共有。
APEC2010において、知財人材育成機関間の情報共有及び発信のためのウェブ・プラットフォームを構築

②特許取得手続に関するAPEC協カイニシアティブ
2007年9月のAPEC閣僚会議で承認。
目的は、APEC域内における審査協力、機械化・情報化、審査能力の向上を通じた迅速・的確な権利取得の実現。
APEC2010において、他庁審査結果利用のための申請様式を提供するワンストップ・ウェブサイトを構築

APEC首脳会議(2010年11月13日、14日)(横浜)

- 首脳会議において初めてとりまとめられた『APEC首脳の成長戦略』においても、「イノベーション促進のための地球規模知財基盤を整備する取組(※)を強化する」との文言が盛り込まれた。
※APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ、特許取得手続に関する協カイニシアティブ等

知財を巡る国際動向⑨(模倣品・海賊版拡散防止条約(仮)(ACTA)の概要)

- 模倣品・海賊版の形態が多様化・複雑化（第三国経由の模倣品・海賊版輸出等）。
- 近年では、デジタル環境の発達により、「モノ」だけではなく、インターネット上の侵害も深刻化。
⇒これらに対処するために、①強力な法的規律の形成と、②国際協力推進、③執行実務強化を柱とした高いレベルの新たな法的枠組が必要。

経緯

- ✓ 2005年G8サミットで総理(当時)から必要性を提唱。日米共同イニシアティブの下、議論をリード。知財保護の志の高い国が協議に参加。
交渉参加国・地域: **日本、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、豪州、NZ、モロッコ**
- ✓ 2008年6月から条文ベースの交渉開始。これまで11回の交渉会合を実施。
- ✓ 昨年9月23日から10月2日までの東京会合(第11回)において、10月2日大筋合意。

構成

I. 法的規律の形成(※ 主なもの)

○国境措置

- ・輸入貨物に加え、輸出貨物・通過貨物への規制の拡大

○民事執行

- ・侵害行為による損害額の算定方法の整備
- ・権利侵害に介在する者に対する差止命令

○刑事執行

- ・不正ラベルの輸入・使用に対する刑罰
- ・映画の盗撮に対する刑罰
- ・侵害品の輸出に対する刑罰

○デジタル環境における執行

- (インターネット上の侵害に対応するための規定)
- ・コンテンツの技術的保護手段(コピー・コントロール、アクセス・コントロール)の回避に対する規制

II 国際協力の推進

- ・当局間の情報交換を強化
- ・能力開発及び技術支援

III 執行実務の強化

- ・執行機関における知財専門家育成
- ・関連情報の収集及び分析
- ・公衆の意識向上(啓蒙)

今後の展望

交渉妥結後の ACTAの展望

ACTAの実効性確保・改善

- ・加盟国間の委員会で、各国による進捗状況等の情報共有
- ・時宜に応じた条文の見直し

ACTAの拡大

- ・アジア、中東、ラテンアメリカ等の諸国に加盟を呼びかける
- ・同等の条項をFTAに盛り込む